

一橋大学政策フォーラム
「公的統計のあり方と
エビデンス・ベース政策形成」

小泉政権下の統計制度改革

2015年1月15日

吉川 洋

(東京大学大学院経済学研究科教授)

統計制度改革について

(吉川議員提出資料)

平成18年5月18日

統計制度の課題と改革の方向性

問題点

- ◆ 統計も国際的な大競争時代へ
日本は時代に遅れた
統計法制度
 - 必要とされる統計の不足
 - 調整機能の不足
 - 行政記録が統計に活用できない
 - 統計データの使い勝手が悪い
 - 統計調査が困難になってきている

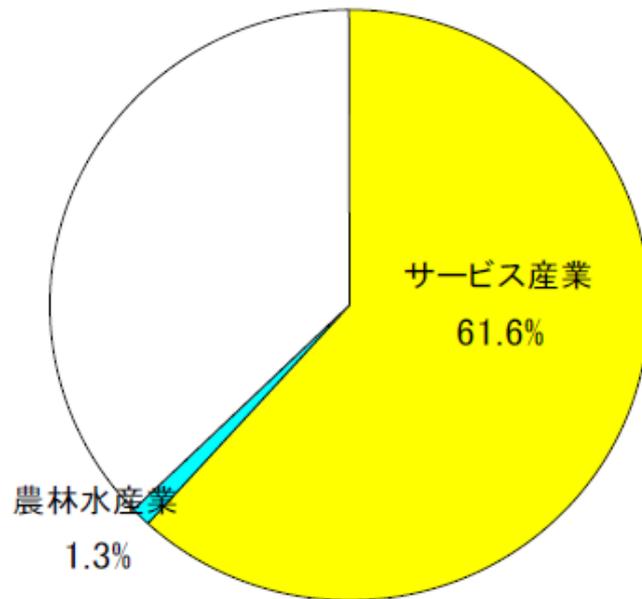


改革の方向性

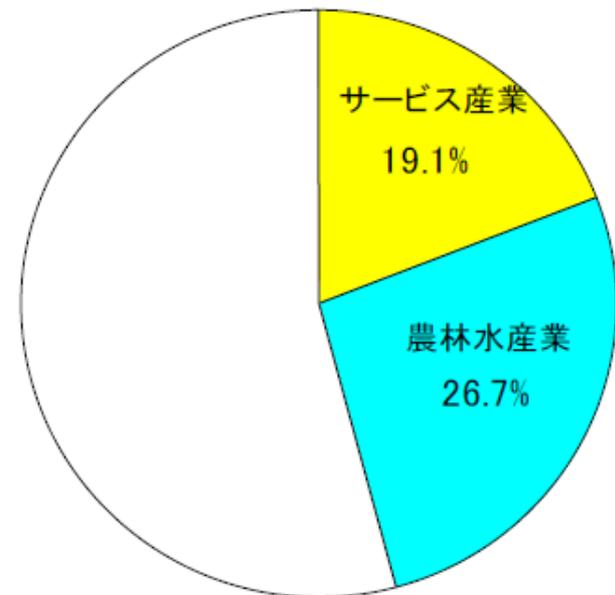
- ◆ 新たな統計の基本理念の確立
「行政のための統計」から「国民に使われる情報としての統計」へ
- ◆ 統計法制度の改正
経済社会の実態を正確に表す統計を迅速に公表
- ◆ 縦割り行政の弊害の除去
各省の持つ情報の積極的な活用
- ◆ 民間の活力を活かした統計づくり
- ◆ 真に省庁横断的かつ専門性を兼ね備えた「司令塔」機能が必要
〔具体的な組織の在り方については、今後、政府において検討〕

名目GDPと統計調査予算の構成比 (サービス産業vs. 農林水産業)

名目GDP



統計調査予算



(平成14年)

(経済社会統計整備推進委員会資料により作成)

統計組織の変遷

- 明治4年
- ・ **伊藤博文**の提唱により、**大蔵省統計司**が設置される。
 - ・ 太政官正院に**政表課**が設置される。
 - － 初代の政表課長は**杉享二**

（江戸末期、勝海舟の勝塾の塾頭。蘭学を通じて統計を学ぶ。
司馬遼太郎の「竜馬がゆく」にも登場。）

- 明治14年
- ・ 政表課が**統計院**に改組される。
 - － 初代院長（大臣と同格）は**大隈重信**。
 - － 明治18年に**内閣統計局**に改組される。

- 昭和21年
- ・ **吉田茂首相**の主導により**統計委員会**が設置される。
 - － 会長は内閣総理大臣。

- 昭和22年
- ・ 統計法の制定

統計法

(平成十九年五月二十三日法律第五十三号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。